

4 受動喫煙防止に関する取組

(1) 調布市受動喫煙防止条例（令和元年7月1日施行）の概要

ア 禁煙区域の設定

- ・駅前広場や駅周辺の路上（路上等喫煙禁止区域）（右地図参照）
- ・学校、児童福祉施設等に隣接する路上
- ・市の施設・公園・広場

イ 子どもへの取組

通学路では子どもに配慮

ウ 啓発・教育の推進

エ 市民・事業者の責務

受動喫煙防止に努める（努力義務）



(2) 課題

ア 条例の周知状況

条例を知らない人が約4割いる

Q) 調布市受動喫煙防止条例を知っていますか。

内容を含めて知っている	11.3%
知っている	44.3%
知らない	43.2%
無効回答	1.2%

※市民意識調査（調査期間：R2.12.8～R3.1.7）

イ 過料の開始時期

路上等喫煙禁止区域において、市の喫煙中止命令に従わなかった場合、2,000円過料を開始する時期は未定

ウ 緑地・緑道の禁煙

現在は禁煙としていない緑地・緑道について、市民からの苦情が多いため、禁煙にすることを検討中



(3) 市の取組

ア 条例の周知

- ・路上の表示（路上等喫煙禁止区域や通学路）
- ・広報活動（ポスター・テレビ・ホームページ・ツイッター・市報）
- ・受動喫煙防止のチラシの全戸配布
（市の条例，東京都の条例，その他受動喫煙防止に関する情報を調布市内の全戸に配布）
- ・喫煙マナーアップ・受動喫煙防止キャンペーン（周知活動・清掃活動）
- ・パトロール（各駅で通勤時間帯に巡視）

イ 子どもへの取組

- ・小学校高学年・中学3年生への喫煙に関する知識や喫煙防止に関する学習
- ・NPO法人団体の「防煙教室」の実施（市立小・中学校が参加）

ウ 禁煙相談の実施

医師による禁煙相談（年1～2回実施）

（医師による問診・相談を行い，相談者の健康状態に合った禁煙方法について提案）

エ 路上等における受動喫煙についての個別相談・対応

苦情等がある店舗等に，直接訪問し協力を依頼

オ その他

調布市受動喫煙等に関する庁内連絡会（市役所の関係各課が参加）の開催